リレー随筆 ～カラスの大逆襲～

リレー随筆の順番がまた来てしまいました。またくだらない話にお付き合いをお願いします。

先日、テレビでカラス専門誌があり、カラス好きの専門誌だそうです。表紙にはカラス好き女子が、カラスとキスしているところが載っていました。

自分としてはあるコンビニの駐車場で前夜どなたかが飲みすぎた結果、もったいないことに証を残した結果、次の日にカピカピ状態になっているところにカラスがおいしそうについばんでいるところを思い出してしまいました。

話は変わりますが、人間が進化してきた過程で胎盤を持つに至ったのは、レトロウイルスが、DNAまで入り込んで一体化して進化したそうです。（これもテレビでやっていました。コロナウイルスは人間になんらかの進化をもたらすのでしょうか?）

もし、カラスが進化して人間に取って代わったらと妄想してしまいました。

〝え～カラスニュースの時間です。先日、殺ガラス事件の被害者フジガラスさんの死因は、頭をつつかれ出血多量のショック死でした。鳥もち署で捕獲されたソトガラス容疑者の証言によると「三二八号で奴が書いたソトソト詐欺ばなしで職場の脚光をあびることになり大変なことになった、かおにドロを塗られた、カラスだけにカァ～!となってやってしまった」と証言していそうです。ニュースを終わります。〟

もし、カラスが進化したら、このような痛ましい事件が起きてしまうのでしょうか。

クイズ正解発表

全国港湾第三三四（新年）号に掲載された「新春クロスワード」に多数のご応募ありがとうございました。

正解は、「オセチリョウリ」でした。

今年のクイズへの応募正解者は、十五名でした。抽選で粗品をお送りすることを決定致しました。商品の発送をもって発表にかえさせて頂きます。

また、皆さまから寄せられた貴重なご感想・ご意見に感謝申し上げます。今後ともよりよい機関紙を目指していきたいと思いますので、宜しくお願い致します。

たすけあいの輪をむすぶ
こくみん共済 coop
全国労働者共済生活協同組合連合会

港湾産別協定⑱

～第三章・第十四条～ 新港湾労働法施行後の港湾労働者による作業

この協定の表題を読めば、多くの方が新港湾労働法というのだから「旧港湾労働法」があるのか、なぜ港湾労働に特化された法律があるのか、そこに至る経緯はどのようなものか、こんなことを考えられると思います。至極当然の疑問です。この協定には、厳しい港湾労働の前史があり、港湾労働の近代化にむけた戦いの歴史があります。そこまで掘り下げていくと、このコーナーの数回分を割くことになりますので、簡単に「港湾労働法史」に触れてから、この協定の内容に進むことにします。

まず、「新港湾労働法／労働省職業安定局長岡部晃三著」を典拠に、戦後から港湾労働法関連事項を年史的に列挙します。ただし、ILO（国際労働機構）の決議・条約や英国の港湾関連法も影響してきますが、ここでは日本に絞って記します。そのうえで、この協定に至る前史に触れていきます。今回は、紙面の都合で協定そのものの一部にしか進めないことをお詫びし、次号以降に協定と港湾労働法の概要に進んでいきます。

（一九四六年）　港湾運送事業統制令失効（港運事業が自由企業に復帰）

（一九四七年）　労働省発足、職業安定法公布

（一九四九～五〇年）　GHQ：6大船舶荷役会社の解散等（戦時統制の解除）

（一九五一年）　港湾運送事業法公布（事業登録制・料金定額公示制・全部下請禁止等）

全港湾：港湾労働法（仮称）制定運動を決議

（一九五三年）　社会党：港湾労働法案提出

（一九五六年）　社会党：港湾労働者の雇用の安定に関する法律案提出　労働省：港湾労働対策協議会を設置（五七年解散：港湾労働審議会設置）：六大港に港湾労働協議会設置

（一九五九年）　港湾労働審議会：港湾労働者手帳制度等に関する建議提出　港湾運送事業法改正（事業免許制、認可料金制）

（一九六〇～六二年）　港湾労働協議会：港湾労働者の雇用安定に関し意見（三回）を提出

（一九六五年）　港湾労働法公布　六六年に全面施行

以上のような経緯で、日雇労働者の登録制を軸とした港湾労働法が制定されることになります。典拠とした同書（岡部著）の序文では、港湾労働法の成立の背景や意義をこのように説明しています。

「…港湾運送事業は…日本経済の基礎を支える重要産業である。しかし労働問題面から見ると、…波動性に起因して必要労働力の不足、日雇い港湾労働者への依存度が高いこと、…手配師の横行…が指摘された。…これらの問題を解決するため、港湾労働者の雇用管理を的確に行うこと、…職業訓練を行うこと、…荷役の波動性に対応するための常用労働者の派遣制度を導入すること…を内容とする。」

ここまでを仮に第一期の港湾労働法の概史とします。一九六五年に施行された港湾労働法は、いくつかの部分的な改定を重ねつつ大きくは、次のように変遷していきます。

（一九八九年）　新港湾労働法施行（港湾労働安定センター設置）

（二〇〇〇年）　新々港湾労働法施行（センター廃止）

このように、一九八九年に港湾労働法が改定され「新港湾労働法」が施行となります。これが第二期といえます。内容は、日雇労働者の登録制を廃止し、新たに港湾労働センターを設置して、そこに登録日雇い労働者を移籍・登録し、センターが波動性に対応して、労働者を派遣していく仕組みへと改定されることになります。

そして、一九九九年の港湾運送事業法の規制緩和とともに、このセンター常用労働者制度が廃止（二〇〇〇年施行）となり、新たに「常用港湾労働者制度」がつくられ、現在に至ることになり、これが第三期ということになります。いまは、第三期です。

次回は第十四条の解説から行いたいと思います。